令和4年度尾道市低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得 の子育て世帯分)支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について(令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

- 第2条 尾道市(以下「市」という。)は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「本給付金」という。)を、次条第2項に規定する対象児童(本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当するもの(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。
 - (1) 次に掲げる養育要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 児童手当受給者(令和4年4月分の児童手当(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。)をいう。以下同じ。)の受給者をいう。)
 - イ 特別児童扶養手当受給者(令和4年4月分の特別児童扶養 手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年 法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同 じ。)の受給者をいう。)

- ウ 新規児童手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)
- エ 新規特別児童扶養手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者をいう。)
- オ 高校生等を養育する者(アから工までのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するもの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、国内に住所を有することとなった者をいう。)
- カ 政令で定める額以上の収入がある養育者(アから工までのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有する者又は同年4月1日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものをいう。)
- (2) 次の所得要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和4年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。

以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均 等割を免除された者をいう。)

- イ 令和4年1月以降の家計急変者(アに該当する者以外の者 のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年 1月以降に家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割 が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの(当 該者の1年間の収入見込額(令和4年1月から令和5年2月 までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。) 又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費 等の見込額を控除して得た額をいう。) が市町村民税均等割 が非課税となる水準に相当する額以下であるものをいう。) をいう。)
- 2 前項に定めるもののほか、本給付金が支給されるまでの間に、 次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場 合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他 当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められ る者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者(支 | 令和4年4月1日以後に死 給対象者のうち、前項第1号ア 亡した場合 又はイに該当し、かつ、同項第 2号アに該当するもの(同項第 1号アに該当するものについて は、児童手当法第17条第1項 に規定する公務員であるものを 除く。)をいう。以下同じ。)

新規児童手当等受給・非課税者 | 支給要件に該当することが (支給対象者のうち、前項第1 号ウ又はエに該当し、かつ、同 死亡した場合 項第2号アに該当するもの(同 項第1号ウに該当するものにつ いては、児童手当法第17条第 1項に規定する公務員であるも

確認された日の翌日以後に

のを除く。)	をいう。	以下同
じ。)			

その他の支給対象者(児童手当 | 申請後これに対する支給が 等受給・非課税者及び新規児童 | 行われるまでの間に死亡し 手当等受給・非課税者以外の支 | た場合 給対象者をいう。以下同じ。)

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 には、本給付金を支給しない。
 - (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童 養育事業を行う者
 - (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等 の設置者
 - (3) 法人

(本給付金の支給額等)

- 第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人 につき、5万円とする。
- 2 本給付金の対象児童は、平成16年4月2日(特別児童扶養手 当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別 表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童 扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児 童(日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則(昭和 46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に 住所を有しないものに限る。)とする。
- 3 既に支給の決定がされている令和4年度尾道市低所得の子育て 世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱(令和4年5月25日制定)に基づく低所得の 子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世 帯分)又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から 除くものとする。
- 4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合 は、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童

扶養手当受給者に係る対象児童から除くものとする。

- 5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除くものとする。(市が支給を実施する支給対象者の範囲)
- 第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合 に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市が令和4年4月分の児童			
	手当の受給資格を認定して			
	いる場合又は市が同月分の			
	特別児童扶養手当に係る事			
	務を行う場合			
新規児童手当等受給·非課税者	市が令和4年5月から令和			
	5年3月までのいずれかの			
	月の分の児童手当の受給資			
	格若しくは額の改定を認定			
	した場合又は市が令和4年			
	5月から令和5年3月まで			
	のいずれかの月の分の特別			
	児童扶養手当の受給資格若			
	しくは額の改定の認定の請			
	求を受理した場合			
その他の支給対象者	申請時点で市の区域内に居			
	住する場合			

(申請不要の支給の方式)

- 第5条 尾道市長(以下「市長」という。)は、児童手当等受給・ 非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者(以下これらの者を 「5条対象者」という。)に対し、本給付金の支給の申込みを行 い、受給の意向を確認した上で、本給付金の支給を決定する。
- 2 前項の申込みを受けた5条対象者は、本給付金の給付を希望しない場合は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書(別記様式第

- 1号)により届出を行う。
- 3 市長は、第1項の規定による支給の決定をしたときは、次の各 号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに5条対象者に対し、 本給付金を支給する。この場合において、第4号に掲げる方式は、 5条対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号 までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定 口座に振り込む方式
 - (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振 込時における指定口座に振り込む方式
 - (3) 指定口座振込方式 第1項の規定による支給決定までに、 5条対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出 書(別記様式第2号)を提出し、市が当該届出を受けた指定口 座に振り込む方式
 - (4) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、5条対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

- 第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、 次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とす る。
- 2 前項に規定する申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和 5年2月28日までとする。ただし、同年3月分の児童手当又は 特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等へ の支給の申請については、同月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生

活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)(別記様式第3号。以下「本給付金申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、又 は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに申立書(別記様式第4号)及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し 等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人 確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申 請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、 当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により本給付金 を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

- 第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象 者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事 業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。 (申請が行われなかった場合等の取扱い)
- 第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、 本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条 第1項の申請が行われなかった場合は、当該本給付金の支給対象 者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座 (支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあっては、 当該届出をした指定口座をいう。以下この項において同じ。)に 本給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座 への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日 までに完了できない場合は、本件契約は解除される。
- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合は、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に 供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。 付 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。